
AMT/NEWSLETTER

Economic Security & International Trade

2025 年 5 月 14 日

『中華人民共和国反外国制裁法』の実施に関する規定』の概要と日本企業への影響

弁護士 横井 傑 / 上海スペシャルカウンセラー 繆 媛媛

Contents

- I. はじめに
- II. 反制裁措置の適用範囲に関する方針転換
- III. 反制裁措置の実施機関と措置内容の具体化
- IV. 反制裁措置の動的調整メカニズムの導入
- V. 反制裁措置の執行の詳細化
- VI. まとめ

※本稿は、China Legal Update「II. Lawyer's Eye 『中華人民共和国半外国制裁法』の実施に関する規定』の概要と日本企業への影響」に掲載された論稿の再掲となります。

I. はじめに

中国では、2021 年 6 月 10 日に「中華人民共和国反外国制裁法」（以下「反外国制裁法」という。）が公布・施行され、外国による不当な措置への対抗手段としての法的枠組みが構築された。それから約 4 年の期間を経て、国務院は、2025 年 3 月 23 日、反外国制裁法の実施細則として『中華人民共和国反外国制裁法』の実施に関する規定』（以下「新規定」という。）を公布・施行した。新規定においては、反外国制裁法の実効性を高めるべく、運用面におけるルールが一層詳細に規定されている。本稿では、新規定の主要な内容を紹介しつつ、日本企業に及ぼす影響について考察を試みる。

II. 反制裁措置の適用範囲に関する方針転換

反外国制裁法では、法令の構成上、外国による中国への内政干渉行為（例えば台湾、新疆、チベット、香港に関する事項）への対応により重点が置かれており、外国政府等による「中国の主権、安全、発展利益を脅かす行為」については必ずしも中心的関心とはなっていなかった。これは、前者について第 3 条と同法の比較的条文番号が若い位置に規定されているのに対し、後者は第 15 条において準用規定として定められているに過ぎない点からも見てとれる。

これに対し、新規定では、第 3 条において中国への内政干渉行為と「中国の主権、安全、発展利益を脅かす行為」が並列して規定されており、さらに第 19 条では訴訟等の法的手段を通じて「中国の主権、安全、発展利益を脅かす行為」が反制裁措置の対象に含まれることが明確化・具体化された。近年、アメリカを中心とする欧米諸国による中国への経済的威圧は、輸出管理、投資審査、関税措置、政府調達制限など手段が多様化しており、中国は、必ずしも明確な内政干渉行為に該当しない諸外国からの圧力に対抗するため、反制裁措置の適用範囲を拡充したものと考えられる。

中国は、現状、アメリカその他欧米諸国を念頭において反外国制裁法に基づく反制裁措置を活発に利用しており、日本企業に対する適用事例は本稿の執筆時点において見当たらない。もっとも、中国ビジネスを行う日本企業にとっては、欧米の各種規制と中国の反外国制裁法の相克は常に問題になるため、今後もいかなる事例について反外国制裁法が適用されているかといった運用動向については十分に注意する必要がある。

III. 反制裁措置の実施機関と措置内容の具体化

反外国制裁法第 6 条では、国务院の関係部門が反制裁措置の対象者に対して以下の反制裁措置を採ることができる旨定められている。しかしながら、条文中の「関係部門」が具体的には規定されておらず、「その他必要な措置」の内容も不明瞭なままとなっていた。

- ビザの発給拒否、入国禁止、ビザの取消し、国外退去命令
- 国内に所在する動産、不動産、その他財産の差押え、押収、凍結
- 国内の個人及び組織による対象者との関連取引、提携等の禁止・制限
- その他必要とされる措置

新規定は、「関係部門」の範囲を明示し、反制裁措置の決定及び執行に関する機関の権限を明確化した。これにより、各機関がどのような事案において、いかなる措置を講ずるのかについての判断基準が整理され、運用における恣意性が低減される効果が期待される。さらに、新規定は、反制裁措置をより詳細に具体化しており、「その他必要な措置」についても具体化がはかられた。

特に注目されるのは、反制裁措置として、資産等の差押えやビザ発給拒否に留まらず、反外国制裁法では明示されていなかった投資、輸出、データ・個人情報の提供の禁止・制限が明記された点である。中国でビジネスを行う日本企業としては、前項でも記載したように今後の運用動向に着目し、具体的な経済安全保障リスクの程度を把握することが重要と思われる。

実施機関	反制裁措置等	根拠
国务院外交部、国家移民管理等の部門	ビザの発給拒否、入国禁止、ビザの取消し、国外退去命令	新規定第 6 条
国务院公安、財政、自然資源、交通運送、税関、市場監督管理、金融管理、知的財産等の関連部門	中国国内にある動産、不動産、その他財産(現金、手形、銀行預金、有価証券、ファンド持分、株式、知的財産権、売掛債権などの財産及び財産権を含む)の差押え、押収、凍結	新規定第 7 条
国务院の教育、科学技術、司法行政、生態環境、商務、文化・観光、衛	国内の個人・組織による対象の人物・組織との関連取引、提携等(教育、科学技術、法律サービス、環境保	新規定第 8 条

生健康、スポーツ行政などの関連部門	<u>護、経済貿易、文化、観光、衛生、スポーツ分野の活動が含まれるがこれらに限られず</u>)の禁止・制限	
国務院関連部門	反外国制裁法第 6 条 4 号の「その他必要な措置」には、 <u>中国に関連する輸出入活動への従事の禁止又は制限、中国国内への投資の禁止又は制限、関連物品の当該主体への輸出の禁止、当該主体へのデータ及び個人情報の提供の禁止又は制限、関連する人員に対する中国国内での就労許可、滞在又は居住資格の取消し又は制限、過料の賦課が含まれるが、これらに限られない。</u>	新規定第 9 条
国務院の外交、商務、発展改革、司法行政などの部門	対外制裁対応業務の調整メカニズムに関する業務を担当し、反制裁措置の決定及び実施において、協調・連携及び情報共有を強化する	新規定第 10 条

IV. 反制裁措置の動的調整メカニズムの導入

新規定第 14 条では、新たに反制裁措置に関する動的な調整メカニズムが導入された。具体的には、反制裁措置の対象となった組織や個人が、その決定を下した国務院の関係部門に対し、当該措置の停止、変更又は取消しを申し立てられるとの条項が規定された。申立てに際しては、反制裁措置の対象となった行為の是正の内容、是正の結果等に関する事実と理由を提示する必要がある。

当該申立てを受けた国務院の関係部門は、実際の状況に応じて反制裁措置の実施状況及びその効果について評価を行い、その結果や申請内容の審査に基づいて、反制裁措置の停止・変更・取消を判断することができる(新規定第 15 条)。

また、反制裁措置の決定が公表された後であっても、関係する組織又は個人が、やむを得ない事情により、措置対象者との間で禁止又は制限されている活動を行う必要がある場合には、相応の事実と理由を提示したうえで、国務院の関係部門に申請し、同意を得ることで当該活動を実施することが可能となる(新規定第 16 条)。

以上のとおり、反制裁措置について各種の手続規定が追加された。日本企業の視点から考えると、反制裁措置の対象となった取引先との取引活動等を継続するための免除措置が明示的に規定されたのは、注目に値する。実際に申立てを行うハードルは、相応に高いものと思われるが、重要な取引先が中国による制裁対象となる場合に検討すべきオプションといえる。

V. 反制裁措置の執行の詳細化

1. 反制裁措置を履行しない場合の処罰規定

反外国制裁法第 11 条によれば、中国国内の組織及び個人は、国务院の関係部門が講じた反制裁措置を遵守しなければならないとされている。この規定に違反した場合、国务院の関係部門は、当該組織又は個人に対し、関連活動への従事を禁止又は制限する権限を有している。

新規定第 13 条は、これら反制裁措置の不履行に対する制裁内容を以下のとおり更に具体化した。

- 是正命令
- 政府調達、入札・応札、貨物・技術の輸出入、国際的なサービス貿易に関する活動の禁止又は制限
- データや個人情報の越境移転の禁止又は制限
- 出国の禁止、国内での滞在・居住の制限など

これら処罰規定の適用対象は中国国内の組織及び個人であり、日本企業の現地法人等も適用の対象となる。日本企業の現地法人等は、取引先が中国の反制裁措置の対象に含まれるか否かを日常的にチェックし、対応する体制を整備する必要があると考える。実務上、アメリカ制裁について同様のチェック体制を有している日本企業は近年多くみられるようになったが、中国に関連会社を有する企業については、中国制裁についても同様の体制を整えることが強く推奨される。

2. 外国による差別的な制裁措置の執行又は協力の禁止

反外国制裁法第 12 条は、いかなる組織又は個人も、外国が中国の公民又は組織に課した差別的な制裁措置を実行したり、これに協力したりしてはならないと規定している。違反があった場合、被害を受けた中国の公民又は組織は中国の裁判所に訴訟を提起し、司法的な救済を求めることができる。

新規定は、第 18 条に同様の規定を置くほか、第 17 条において、国务院の関係部門に対し、外国による差別的な制裁措置の実行又はその協力を行った関係者に対する事情聴取、是正命令、その他必要に応じた対応措置を講じる権限を付与している。

これら規定の適用対象はいかなる組織又は個人であり、中国国外の組織又は個人も適用対象となる。したがって、中国に関連法人をもたないものの中国ビジネスに携わる日本企業にとってもコンプライアンス上のリスクとなり得る点に注意が必要である。たとえば、グループ全体で、中国以外の法律に基づいて制裁対象となっている中国企業との取引を中止する対応を採る場合、反外国制裁法及び新規制に基づく影響・リスクがどの程度あるのかという評価は別途必要になる。

VI. まとめ

新規定は 3 月 23 日に施行されたばかりであり、新規定に基づく運用がどのように実務に影響を与えていくのかという点については引き続き状況を見る必要がある。他方で、日本企業が欧米の投資規制・輸出入規制・制裁関連規制と中国の反外国制裁法の板挟みにあうという現代的な問題は、新規制の施行によって再度調整と評価が必要な場面も出てくるように思われる。中国に拠点を持つか否かに限らず、中国ビジネスに携わる日本企業においては、今後留意が必要である。

以上

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 横井 傑 (suguru.yokoi@amt-law.com)
上海スペシャルカウンセラー 繆 媛媛 (miao.yuanyuan@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。